

令和4年 鱒ヶ沢町農業委員会 第3回定例総会会議録

令和4年3月11日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	兼岡 正英	9番	井上 豊久
2番	神 文人	10番	兼平 昭光
3番	三上 三樹	11番	對馬 孝
4番	佐藤 松子	12番	木村 重美
5番	木村 暢子	13番	工藤 清
6番	木村 賢一		
7番	工藤 修二		
8番	工藤 文信		

◎欠席委員 0名

事務局	1. 開会 ただ今より令和4年第3回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2

	<p>項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を1番の兼岡正英委員、9番の井上豊久委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
議長	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号 令和4年2月22日 農地移動適正化あっせん委員会 場 所：鱒ヶ沢町役場庁議室 出席者：對馬孝委員、茶谷秀光推進委員 事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p> <p>報告第2号 令和4年2月24日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会 場 所：舞戸町字西禿地内外1件 出席者：神文人委員、工藤修二委員、川田春實推進委員 事務局【齊藤（正）、齋藤（和）】</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第14号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第15号 令和4年度下限面積（別段面積）の設定について</p> <p>以上4議案を上程致します。</p>
議長	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてですが、番号13番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する工藤修二委員の一時退席をお願いします。</p> <p>(工藤委員が退席)</p>

議長

それでは番号13番について事務局に説明を求めます。

事務局

そのでは議案第12号、番号13番についてご説明いたします。
4頁をご覧ください。

番号13

農地の所在 鯉ヶ沢町大字中村町字中山ノ井352番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 182㎡

外田6筆 合計7筆

合計面積 2,280㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

このことにつきましては、資料の6頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号13番は水稻を作付けしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

冬季間のため現地の確認はしておりませんが、図面等により利用状況等の確認をしたものです。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長

ただいま、番号13番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

ないようなので、採決いたします。

番号13番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので番号6番について原案のとおり許可することに決定いたします。

退席していた工藤修二委員の着席をお願いします。

議場

(工藤委員が着席)

議長

続いて、ただいま承認された以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第12号の詳細について説明申し上げます。
3頁をご覧ください。

番号11

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲7番地1

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 635㎡

外 田1筆 畑6筆 合計8筆

合計面積 田2,247㎡ 畑14,832㎡ 合計17,079㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、贈与による所有権移転です。

番号12

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田541番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 126㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、売買による所有権移転です。

番号14

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平173番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,185㎡

外 田3筆 畑1筆 合計5筆

合計面積 田11,827㎡ 畑21,597㎡ 合計33,424㎡

譲渡人と譲受人は記載のとおりで、農地移動適正化あっせんによる所有権移転です。

このことにつきましては、資料の6頁をご覧ください。

第2項の第1号から第7号までありますが、第7号をご覧ください。

番号11番は水稻、野菜、りんごの栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

番号12番は野菜の栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

番号14番は転作大豆等の栽培をしており、所有権移転後も同様の管理を行う計画とのことです。

冬季間のため現地の確認はしていませんが、図面等により利用状況等の確認をしたものです。

その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。

議長	<p>ただいまの番号14番については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった農地利用最適化推進委員の茶谷秀光委員より、結果報告をお願いします。</p>
茶谷秀光 推進委員	<p>それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。 議案第12号14番をご覧ください。 譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。 譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。</p> <p>譲渡人所有の建石町字大平173番、登記簿地目現況ともに田、面積が490㎡、ほか4筆で、合計面積が33,424㎡の移動に関して、令和4年2月22日午前10時から、あっせん委員会を開催いたしました。</p> <p>会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の對馬孝委員の2名です。</p> <p>本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を390万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。</p> <p>なお、10アール当たりでは、約11万7千円となります。 以上報告を終わります。</p>
議長	<p>それでは議案第12号について審議に入ります。 議案第12号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決いたします。 議案第12号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手お願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第12号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>続きまして議案第13号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第13号について説明いたします。 8頁をご覧ください。 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について説明い</p>

事務局

たします。

番号2番

農地の所在 鯨ヶ沢町大字舞戸町字西禿24番地15

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 297㎡

所有権移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、住宅新築のための転用となっております。

申請地は、9頁に地図を添付しております。

番号3番

農地の所在 鯨ヶ沢町大字舞戸町字下富田64番地24

地目 登記簿 田

現況 畑

面積 170㎡

所有権移転

譲渡人と譲受人は記載のとおりです。

転用理由は、駐車場のための転用となっております。

申請地は、9頁に地図を添付しております。

ただいま事務局から議案第13号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった神文人委員より調査結果をお願いします。

神 文人
農業委員

令和4年2月24日、工藤修二委員、川田春實推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第13号2番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は舞戸町字西禿24番15、面積は、297平方メートル、登記地目、現況とも田となっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

現地調査をしたところ、申請地は資料9ページの図面でもわかるとおり周辺は宅地化されており、今回の転用申請が、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。

また、面積的にも適当と思われ資金関係については、金融機関からの融資を受けることとなっており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

議長

報告ありがとうございます。

それでは、議案第13号について審議に入ります。

議案第13号について異議、ご質問を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようにお願いします。

議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。議案第13号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第13号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。
議長	<p>続きまして議案第14号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。</p> <p>なお、番号47番48番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件となりますので、議長を暫時の間、兼岡職務代理者に交代いたします。</p> <p>(議長が退席、議長の変更をする)</p>
議長(兼岡職務代理)	それでは、番号47番48番について、事務局に説明を求めます。
事務局	<p>それでは、番号47番48番について説明いたします。</p> <p>18頁をご覧ください。</p> <p>番号47 農地の所在 鱈ヶ沢町大字種里町字大津170番地 地目 登記簿 田 現況 田 面積 1,340㎡ 外田2筆 合計3筆 合計面積 5,966㎡ 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的 田 期間 5年 賃貸借 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。</p> <p>番号48 農地の所在 鱈ヶ沢町大字小森町字高根山120番地 地目 登記簿 田 現況 田 面積 1,167㎡ 外田3筆 合計4筆</p>

事務局	合計面積 6,673㎡ 再設定 利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的 田 期 間 5年 賃貸借 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。															
議長（兼岡職務代理）	ただいま、番号47番48番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。															
議場	〔「異議なし」という声あり〕															
議長（兼岡職務代理）	ないようなので、採決いたします。 番号47番48番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。															
議場	（全員挙手）															
議長（兼岡職務代理）	全員賛成ですので、番号47番48番について、原案のとおり承認することに決定いたします。 これで議長代理を終了させていただきます。 退席していた委員の着席をお願いいたします。															
議場	（議長が交代する）															
議長	続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。															
事務局	<p>それでは、10頁の、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>1. 所有権移転</p> <table border="1"> <tr> <td>件数</td> <td>0件</td> </tr> <tr> <td>地目別面積</td> <td></td> </tr> <tr> <td>田</td> <td>0㎡</td> </tr> <tr> <td>畑</td> <td>0㎡</td> </tr> <tr> <td>樹園地</td> <td>0㎡</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0㎡</td> </tr> </table> <p>2. 利用権設定</p> <table border="1"> <tr> <td>再設定</td> <td>28件</td> <td>330,558㎡</td> </tr> </table>	件数	0件	地目別面積		田	0㎡	畑	0㎡	樹園地	0㎡	計	0㎡	再設定	28件	330,558㎡
件数	0件															
地目別面積																
田	0㎡															
畑	0㎡															
樹園地	0㎡															
計	0㎡															
再設定	28件	330,558㎡														

新規	1件	31,935 m ²
計	29件	362,493 m ²

契約内訳

3年未満の契約	3筆	13,069 m ²
3年から5年契約	66筆	303,833 m ²
6年から9年契約	0筆	0 m ²
10年以上の契約	24筆	45,591 m ²
計	93筆	362,493 m ²

貸手・借手内訳

貸手農家	29名
借手農家	14名

地目別面積

田	295,499 m ²
畑	66,994 m ²
樹園地	0 m ²
計	362,493 m ²

3. 総地目別面積

田	295,499 m ²
畑	66,994 m ²
樹園地	0 m ²
計	362,493 m ²

4. 農地中間管理機構

出し手農家	0名
受け手農家	0名

地目別面積

田	0 m ²
畑	0 m ²
樹園地	0 m ²
計	0 m ²

つづきまして詳細についてご説明致します。

番号38

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字世永225番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,051 m²

外田4筆 合計5筆

合計面積 13,566 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

事務局

期 間 5年
賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 39
農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字館ノ下 1 番地 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2, 265 m²
外 田 1 筆 合計 2 筆
合計面積 2, 431 m²
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 畑

期 間 5年
賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

番号 40
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字晴間 138 番地 1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 4, 670 m²
外 田 1 筆 合計 2 筆
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年
賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

番号 41
農地の所在 鱒ヶ沢町大字南金沢町字床夏 348 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 394 m²
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年
賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 42
農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大柳 131 番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2, 235 m²
再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期 間 5年
賃借料 全部で 2 俵（玄米）で契約しております。

事務局

番号43

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字有原48番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,750㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 5,136㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

使用貸借

番号44

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大柳144番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,625㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号45

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字前田93番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,725㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 4,487㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で法定相続人と契約しております。

番号46

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大津170番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,340㎡

外田2筆 合計3筆

合計面積 5,966㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り1.5俵(玄米)で契約しております。

事務局

番号49

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字上清水崎229番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,788㎡

外田7筆 合計8筆

合計面積 10,121㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り0.5俵(玄米)で契約しております。

番号50

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下栄山103番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 190㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 4,997㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a当り0.5俵(玄米)で契約しております。

番号51

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字下清水崎36番地2

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,956㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号52

農地の所在 鱒ヶ沢町大字中村町字笠前1番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,922㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 4,425㎡

再設定

利用目的 田

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 全部で2俵(玄米)で契約しております。

事務局

番号53

農地の所在 鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山21番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 9,484㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 18,677㎡

再設定

利用目的 田

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号54

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平252番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 31,935㎡

再設定

利用目的 田

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り20,000円で契約しております。

番号55

農地の所在 鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生93番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 910㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 8,683㎡

再設定

利用目的 田

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り1俵（玄米）で契約しております。

番号56

農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野47番地2

地目 登記簿 畑

現況 畑

面積 2,818㎡

外畑2筆 合計3筆

合計面積 7,643㎡

再設定

利用目的 畑

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

使用貸借 法定相続人と契約しております。

事務局

番号57
農地の所在 鯉ヶ沢町大字北浮田町字今須385番地1
地目 登記簿 田
 現況 田
面積 893㎡
外田7筆 合計8筆
合計面積 19,626㎡
再設定
利用目的 田
期間 10年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号58
農地の所在 鯉ヶ沢町大字湯舟町字七尾167番地25
地目 登記簿 畑
 現況 畑
面積 1,144㎡
外田2筆 合計3筆
合計面積 13,069㎡
再設定
利用目的 畑
期間 1年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
賃借料 全部で15,000円で契約しております。

番号59
農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字雲雀野80番地1
地目 登記簿 田
 現況 田
面積 2,175㎡
外田3筆 合計4筆
合計面積 13,105㎡
再設定
利用目的 畑(大豆)
期間 5年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号60
農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字雲雀野90番地1
地目 登記簿 田
 現況 田
面積 1,863㎡
外田3筆 合計4筆
合計面積 9,312㎡
再設定
利用目的 畑(大豆)
期間 5年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号61

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平199番地47

地目 登記簿 田

現況 田

面積 4,452㎡

外田4筆 合計5筆

合計面積 21,887㎡

再設定

利用目的 畑(大豆)

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号62

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平125番地3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 14,062㎡

再設定

利用目的 畑(大豆)

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号63

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平86番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,943㎡

再設定

利用目的 畑(大豆)

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

番号64

農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大平171番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 21,176㎡

外田2筆 畑1筆 合計4筆

合計面積 田36,651㎡ 畑1,933㎡ 合計38,634㎡

再設定

利用目的 畑(大豆)

期間 5年

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

賃借料 10a当り5,000円で契約しております。

事務局

番号65
農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大曲157番地
地目 登記簿 畑
現況 畑
面積 7,656㎡
外 田1筆 畑3筆 合計5筆
合計面積 田7,029㎡ 畑40,441㎡ 合計47,470㎡
再設定
利用目的 畑
期間 5年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
賃借料 全部で300,000円で契約しております。

番号66
農地の所在 鯉ヶ沢町大字建石町字大曲148番地
地目 登記簿 田
現況 田
面積 5,990㎡
外 田1筆 畑1筆 合計3筆
合計面積 田11,696㎡ 畑15,783㎡ 合計27,479㎡
再設定
利用目的 畑
期間 5年
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
賃借料 10a当り4,000円で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第14号について審議に入ります。
議案第14号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第14号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第14号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

議長

続きまして議案第15号、令和4年度下限面積（別段面積）の設定について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第15号の説明に入ります。26ページをお開き下さい。
令和4年度下限面積（別段面積）の設定についてです。
毎年3月に翌年度の下限面積（別段面積）の設定について農業委員会で審議することとなっております。

農地法第3条において、売買や賃貸借で耕作の権利を持つといった場合、農業委員会の許可を得る必要がありますが、法第3条第2項第5号の規定により下限面積が定められており、鱒ヶ沢町においては、国で定めた基準面積である50aとなっております。

変更するためには条件がありまして、農地法施行規則第17条第1項において、10アール以上50アール未満で定めようとする面積未満の農地を耕作する農家の数が、全農家の40パーセント以上である場合は40%ぎりぎりになるくらいに下限面積を下げることはできますが、当町では、50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の8割を超えているため、この基準での適用はできないこととなります。

次に施行規則第17条第2項において、遊休農地や耕作放棄地が相当程度あって、小規模農家が増加しても町内農地の効率的利用に支障がない場合は新規就農者等の条件付きで下げることができますが、当町の場合、耕作放棄地率が2.9パーセント（R3農業委員会活動点検）であり、青森県の平均3.7パーセントに比べ低い率であるため、耕作放棄地が相当程度あるには該当しないことからこの基準での適用もできないこととなります。

よって、令和4年度においても下限面積については50aから変更は行わないとの提案をいたしたいと思えます。

以上です。

議長

それでは議案第15号について審議に入ります。
この議案につきましてご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言するようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。
議案第15号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第15号、令和4年度下限面積（別段面積）の設定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議長

7. 閉会

以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

これをもちまして令和4年第3回定例総会を閉会いたします。
その他として事務局から連絡事項をお願いします。

8. その他

- ・次回の総会は4月11日（月）午前10時に開催予定。

その他、特になければこれで全日程を終了いたします。

(午前10時42分)

会 長 工 藤 清

会議録署名者 兼 岡 正 英

〃 井 上 豊 久